



内閣府
プレスリリース

特定保健用食品の表示許可に係る答申について

平成27年7月1日
内閣府消費者委員会事務局

平成22年2月5日付け、平成27年4月30日付け特定保健用食品の表示許可に係る内閣総理大臣からの諮問に関し、平成27年6月29日の第26回消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行い、当該部会において結論が得られた2品目について、本日付けで消費者委員会委員長より答申を行った。

○特定保健用食品として認めることとして差し支えないとの答申を行った品目

1. 次の1品目は、第26回新開発食品調査部会において結論が得られ、消費者庁で既に許可されているノンアルコールの特定保健用食品と同様の措置をとられることを前提として、特定保健用食品として認めることとして差し支えないこととされた。
・ヘルシースタイル
2. 上記1品目については、平成27年7月1日付けで消費者委員会委員長より、「消費者庁で既に許可されているノンアルコールの特定保健用食品と同様の措置をとられることを前提として、特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨、答申を行った。

○特定保健用食品として認めることは適切ではないとの答申を行った品目

1. 次の1品目は、第26回新開発食品調査部会において結論が得られ、特定保健用食品として認めることは適当でないこととされた。
・緑茶（清涼飲料水） ※製品名は非公表
2. 上記1品目については、平成27年7月1日付けで消費者委員会委員長より「特定保健用食品として認めることは適当でない」旨、答申を行った。

別添資料：答申を行った品目一覧

参 考：答申書

【本件問い合わせ先】内閣府 消費者委員会事務局

担 当：錦織・中島・中西

電 話：03-3507-9945

FAX：03-3507-9989

特定保健用食品として認めることとして差し支えないとの答申を行った品目

(1)平成27年4月30日付消食表第192号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	ヘルシースタイル	アサヒビール株式会社	本品は食物繊維(難消化性デキストリン)のはたらきにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇をおだやかにするので、脂肪の多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が気になる方の食生活改善に役立ちます。

特定保健用食品として認めることは適切ではないとの答申を行った品目

(1)平成22年2月5日付消食表第28号により諮問を受けた品目

	製品名	申請者	特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容
1	非公表	株式会社 リコム	本品は、体脂肪を減少させる働きのあるエノキタケ抽出物を配合しており、体脂肪が気になる方や肥満気味の方に適しています。